

(平成25年12月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

中国（広島）厚生年金 事案 2982

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成21年6月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月31日から同年6月1日まで

私は、平成21年2月から同年5月までA社に勤務したが、給与支払明細書を見ると厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人が所持する給与支払明細書により、申立人は、平成21年2月21日から同年5月31日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録及び年金事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人のA社における資格喪失日は、平成21年9月4日に提出された資格喪失届により、当初、同年6月1日と記録されていたものが、同年11月19日に再度提出された資格喪失届により、申立人の資格喪失日を遡って同年3月31日とする訂正処理が行われていることが確認できる。

ところで、厚生年金保険における遡及訂正処理については、不適正な遡及訂正処理の発生防止を目的として、社会保険庁（当時）から地方社会保険事務局長宛てに、平成21年3月17日付けで社会保険庁運営部年金保険課長通知（「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」（以下「年金保険課長通知」という。））が発出され、「適用事業所全喪届」、「被保険者資格喪失届」及び「被保険者標準報酬月額変

更届」の処理に当たっては、届出の事実関係を厳正に確認することとされたところである。

年金保険課長通知に基づき、社会保険事務所（当時）においては、A社から二度にわたり提出された上述の被保険者資格喪失届について、当該喪失届に添付されていた出勤簿及び賃金台帳により資格喪失の事実発生日を確認した上で、決裁等の処理を行うこととなるが、平成21年9月4日に提出された資格喪失届に添付されていた出勤簿及び賃金台帳から確認できる資格喪失に係る事実は、同年11月19日に再度提出された資格喪失届に添付されていた出勤簿及び賃金台帳から確認できる資格喪失に係る事実と異なるものであったと思料されるところ、社会保険事務所は、提出された資格喪失届と出勤簿及び賃金台帳との相互の突合を含め、申立人に係る被保険者資格喪失の処理において、必要な事実確認を怠ったものと認められる。

さらに、滞納処分票により、A社は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成21年11月19日に提出された資格喪失届に基づいて社会保険事務所が行った申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る訂正処理は、事実即しておらず、適正に行われたものとは考え難いことから、有効な記録訂正とは認められない。

したがって、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成21年6月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成21年2月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

中国（岡山）国民年金 事案 1478

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から17年10月までの期間及び18年4月から20年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から17年10月まで
② 平成18年4月から20年3月まで

年金記録では、申立期間①及び②（以下「申立期間」という。）の国民年金保険料が未納とされているが、当時、私が勤務していた事業所（事業主：父親）が保管している平成14年分から19年分までの給与所得者の保険料控除申告書（以下「保険料控除申告書」という。）に、保険料を納付したことを示す記載があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時勤務していた事業所から提出された申立人に係る保険料控除申告書のうち、平成19年分の保険料控除申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料に係る金額の記載は無いほか、14年分から18年分までの保険料控除申告書に記載された国民年金保険料欄の「支払った保険料額」について検証すると、i) 14年分保険料控除申告書に記載された保険料額については、同年内に保険料免除期間があるにもかかわらず、保険料を全額、年内に納付した場合の金額が記載されている、ii) 17年分保険料控除申告書に記載された保険料額については、同年内に保険料免除期間があり、同年4月から国民年金保険料が改定されている上に、オンライン記録によると同年11月及び同年12月の保険料は19年12月に過年度納付されているにもかかわらず、改定前の保険料額で全額、年内に納付した場合の金額が記載されている、iii) 18年分保険料控除申告書に記載された保険料額については、同年内における保険料免除期間及び保険料改定並びにオンライン記録から確認される過年度納付について考慮し、さらに想定できる複数の納付方法で試算しても、その試算額

と一致せず、記載根拠は不明である。

また、事業主は、「申立期間当時、保険料控除申告書の国民年金保険料額の記載について、領収書等による確認はしていなかった。」と回答している。

以上のことから、平成14年分から18年分までの保険料控除申告書に記載された国民年金保険料額を、各年に実際に納付された国民年金保険料額とみることはできない。

さらに、申立人は、病気のため申立期間当時の記憶が無い上、申立人の当時の妻は、「申立期間における国民年金保険料の納付場所等について、覚えていない。」と回答していることから、申立期間における保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立期間は、基礎年金番号制度導入後であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成等、事務処理の機械化が進められた時期である上、国が国民年金保険料の直接収納を行っており、保険料の収納に関する記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は極めて少なくなった時期であることを踏まえると、それぞれ2年以上もの期間にわたって誤って記録するとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）国民年金 事案 1479

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年9月から7年3月まで

平成3年頃、母親が、国民年金保険料の納付勧奨に来たA市の嘱託員と思われる者に保険料の納付が困難である旨を相談したところ、当該嘱託員は「いいように手続きしておきます。」と言った後、納付督促状が送られて来なくなったことを、母親から聞いた。

私は、当該手続が学生免除の申請手続であり、免除承認された結果、納付督促状が送られて来なくなったものと理解しており、申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金保険料の学生に係る免除承認を受けるためには、平成3年度から6年度まで、毎年度、A市に免除申請書を提出し、申立人及び親元世帯の所得状況等に係る判定を受けなければならないところ、申立人は免除申請手続に関与しておらず、申立人の母親は、「申立期間当時、学生免除制度があることを知らなかったし、平成3年度から6年度まで、同市に免除申請書を提出した覚えもない。」と供述している。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間において、免除申請を受理した記録は無く、未納と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人の母親は、当該嘱託員の氏名を記憶していない上、A市は、「申立期間当時の納付勧奨に関する資料は、保存期間経過のため、残っていないので、申立人宅を担当していた者の氏名は分からない。」と回答していることから、申立人の母親が記憶する当該嘱託員の発言内容について確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

中国（広島）国民年金 事案 1480

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から同年 8 月まで

私は、昭和 55 年 2 月に国民年金に加入してから 60 年 9 月に厚生年金保険に加入するまで、付加保険料を含む国民年金保険料を継続して納付していたにもかかわらず、申立期間が未納と記録されていることに納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 60 年度国民年金保険料領収証書の領収日付印欄を見ると、申立期間については押印されていないことが確認できる。

また、申立人は、国民年金に加入した昭和 54 年度から 60 年度までの国民年金保険料領収証書等を全て保管しているが、当該領収証書等における保険料の納付状況とオンライン記録とは一致している。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の具体的な納付方法を覚えていないとしており、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）国民年金 事案 1481

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年10月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和57年7月から同年10月まで

私は、昭和57年7月1日に国民年金に任意加入してから第3号被保険者となるまで、国民年金保険料を継続して納付したにもかかわらず、年金記録では、申立期間の保険料が還付され、資格取得日が同年11月6日とされていることが分かった。

しかし、私は、申立期間の保険料が還付された記憶も、昭和57年11月に任意加入した記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の記号番号の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和57年11月にA市において払い出されたものと推認でき、この時期に、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから、任意加入の手続が行われたものとみられる。任意加入被保険者の資格取得日は、本来、加入の申出日であるところ、同市は、誤って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年7月1日まで遡って任意加入被保険者資格を取得させ、年金手帳及び申立期間に係る国民年金保険料の納付書を交付し、申立人は同納付書により保険料を納付したものと考えられる。

しかしながら、申立人に係る社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）には、資格取得日が昭和57年11月6日と記録されている上、同被保険者台帳によると、58年6月14日に申立期間の保険料を申立人に還付することを決定した旨の記載が確認できる。これは、上述の加入手続時期から、申立期間は、制度上、国民年金に任意加入することができない期間であり、保険料も納付することができないため、

資格取得日を57年7月1日から任意加入の申出日である同年11月6日に訂正した上で、申立期間の保険料が還付されたものと考えられ、還付されていることについて不自然さはみられず、ほかに申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2983

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 1 日から同年 7 月 29 日まで
② 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 6 月 1 日から 56 年 5 月 21 日まで

私がA社（現在は、B社）、C社及びD社にそれぞれ勤務していた時の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額よりも低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社における給与支給額は、1万5,000円であった。」と主張しているところ、B社は、「申立期間①当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における給与月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を取得し、かつ、申立人と同年代である男性被保険者3人の申立期間①における標準報酬月額について確認したが、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえない。

さらに、上記被保険者名簿における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見られない。

2 申立期間②について、申立人は、「C社における給与支給額は、昭和37年9月から38年3月までは1万8,000円、同年4月から同年9月までは2万5,000円であった。」と主張しているところ、C社は既に解散しており、同社の元役員に確認したが、「申立期間②当時の資料は無く、申立人の給与

に関することも分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における給与月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人と同時期に被保険者資格を取得し、かつ、申立人と同年代である男性被保険者二人の申立期間②における標準報酬月額について確認したが、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえない。

さらに、上記被保険者名簿及び申立人の被保険者原票における申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見られない。

- 3 申立期間③について、申立人は、D社における給与支給額は、年金記録の標準報酬月額よりも高かったとして、当該期間における給与支給額の変遷を逐一申し立てている。

しかしながら、D社と合併したE社から提出された申立期間③当時の従業員の標準報酬月額が記載された資料を検証したところ、当該資料に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該資料には、当時の厚生年金保険料率を基に計算された厚生年金保険料額(被保険者負担分)が記載されていることが確認できることから、申立人の給与からオンライン記録の標準報酬月額どおりの厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

また、申立人は、「私の給与支給額については、当時の社長及び部長の二人のみが知っている。」と供述しているところ、当該二人は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間③における給与月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人のD社における健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、当該被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見られない。

- 4 このほか、申立人は、申立期間①から③までにおいて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。